

松本市の契約に関する方針

平成27年1月21日

1 目的

この方針は、市の契約に関し、基本理念を定めるとともに、契約に関する市の取組みの基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、市の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 定義

この方針において「市の契約」又は「契約」とは、市を当事者の一方とする契約で市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、市が対価の支払をすべきものをいう。

3 基本理念

(1) 市の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

(2) 市の契約は、その履行により市民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。

(3) 市の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。

ア 地域における雇用の確保が図られること。

イ 市内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。

ウ 市民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成に資することとなること。

エ 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。

オ その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。

(4) 市の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。

ア 市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあること及びその他の労働環境が整備されていること。

イ 環境に配慮した事業活動を行っていること。

ウ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組みを行っていること。

エ 男女共同参画社会の形成に資する取組みを行っていること。

オ その他社会貢献活動を行っていること。

4 市の取組方針

- (1) 当面の間は、「長野県の契約に関する取組方針」を参考として、市の契約に関する取組を進めることとする。
- (2) 具体的には、「長野県の契約に関する取組方針」の各項目を個別に検討し、導入可能な項目について、順次本市の入札・契約制度に反映させていくこととする。
- (3) 「松本市の契約に関する方針」は、これを公表する。